

1. 在留資格の基礎知識

外国人材を雇用するために必要となる在留資格の基礎的な知識について、できるだけ簡単に説明します。専門用語や法律の細かな規定の部分などは、わかりやすさを重視して意識・省略をしている部分もありますのでご了承ください。

▶ 日本で生活をする外国人

日本にいる外国人には、その滞在目的に応じて「在留資格」が与えられます。中長期（三か月超）滞在する外国人には、その内容を記した「在留カード」が発行され、携帯が義務付けられています。

例えば、勉強のために日本に来ている人には【留学】、エンジニアとして働く人には【技術・人文知識・国際業務】、日本人と結婚している人には【日本人の配偶者等】の在留資格が与えられます。

▶ ビザと在留資格

・「**ビザ**」…日本国外にいる外国人が、その国にある日本大使館で来日目的に合わせて発行してもらう入国予約券のようなものです。入国したら用済みになります。

・「**在留資格**」…外国人が来日し滞在を許可される際に、滞在目的に応じて活動が限定されます。どのような活動してもよいのか、29種類に分けて限定しているのが在留資格です。日本に滞在する間はこの在留資格の範囲内で活動しなければなりません。

このように、ビザと在留資格は別のものですが、在留資格のこともビザと呼んでいる人が多く、日常的に用いられているのも事実です。在留資格の意味を理解しているのであれば、呼び方はビザでも問題ないでしょう。

● 在留資格一覧

	在留資格	該当例
1	外交	外国政府の大使
2	公用	外国政府の大使館職員
3	教授	大学教授
4	芸術	作曲家、画家
5	宗教	宣教師
6	報道	外国の報道機関の記者
7	高度専門職	高度な専門的能力のある人材
8	経営・管理	企業等の経営者
9	法律・会計業務	弁護士
10	医療	医師
11	研究	研究者
12	教育	学校の語学教師
13	技術・人文知識 ・国際業務	エンジニア・営業、総務 ・通訳、翻訳
14	企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
15	介護	介護福祉士

	在留資格	該当例
16	興行	俳優、歌手、ダンサー
17	技能	調理師、貴金属加工職人
18	技能実習	技能実習生
19	特定技能	技能・語学試験合格者、 技能実習修了者
20	文化活動	日本文化の研究者
21	短期滞在	観光客
22	留学	学生
23	研修	研修生
24	家族滞在	在留外国人に扶養される者
25	特定活動	他の在留資格に該当しない活動
26	永住者	永住の許可を受けた者
27	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子
28	永住者の配偶者等	永住者の配偶者・子
29	定住者	日系3世

※一般的に、1～25のうち就労に関するものは「**就労系の在留資格**」、26～29は「**身分系の在留資格**」などと呼ばれます。

2. 外国人材の雇用と在留資格

▶ 外国人の雇用に際して

本人が業務を行える在留資格を持っているか、または現在の在留資格から業務に必要な在留資格に変更できるかを確認する必要があります。どの仕事にどの在留資格が必要なのかは、次のページで解説します。

▶ 活動に制限のない在留資格 = 身分系在留資格

活動内容に応じた在留資格ではなく、身分に応じて許可される在留資格があります。【永住者】、【日本人の配偶者等】、【永住者の配偶者等】、【定住者】の4つです。詳細は割愛しますが、これらの在留資格の場合には活動内容に制限はありませんので、どのような仕事でもしてもらうことが可能です。

▶ 資格外活動

身分系在留資格を除き、在留資格には活動の制限があります。例えば【留学】の在留資格の場合には、勉強することのみ許可されているので、通常は就労できません。しかし、資格外活動許可申請をすることで、一定の範囲で在留資格とは別の活動（アルバイト等）ができるようになります。許可されると在留カードにその旨が記載されます。留学生アルバイトを雇用する際などには確認が必要です。

▶ 在留資格が認められるための要件

就労を希望する外国人が在留資格を認められるかどうか、審査される主なポイントは次のとおりです。

① 仕事に関して	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に専門性があるか・適切な雇用契約が結ばれ、日本人と同等の報酬が保証されているか
② 本人に関して	<ul style="list-style-type: none">・業務に関連した分野の学歴や職歴を持っているか・法律を守り、義務（納税等）を果たしているか
③ 受入企業等に関して	<ul style="list-style-type: none">・その外国人を雇用する理由、必要性があるか・経営が安定しているか（事業内容、売上、債務超過に陥っていないか等）

▶ 在留カードの確認

外国人を雇用する際には、在留カードで「在留資格の種類」「在留の期限」「資格外活動許可の有無」等を確認します。確認を怠ると「不法就労助長罪」に問われる可能性があります。また、偽造カードの判別のため、入管庁のHPでカード番号を照会したり、カードのICチップを読み込むアプリを利用することをお勧めします。

在留資格

期限

カード番号

在留資格 留学

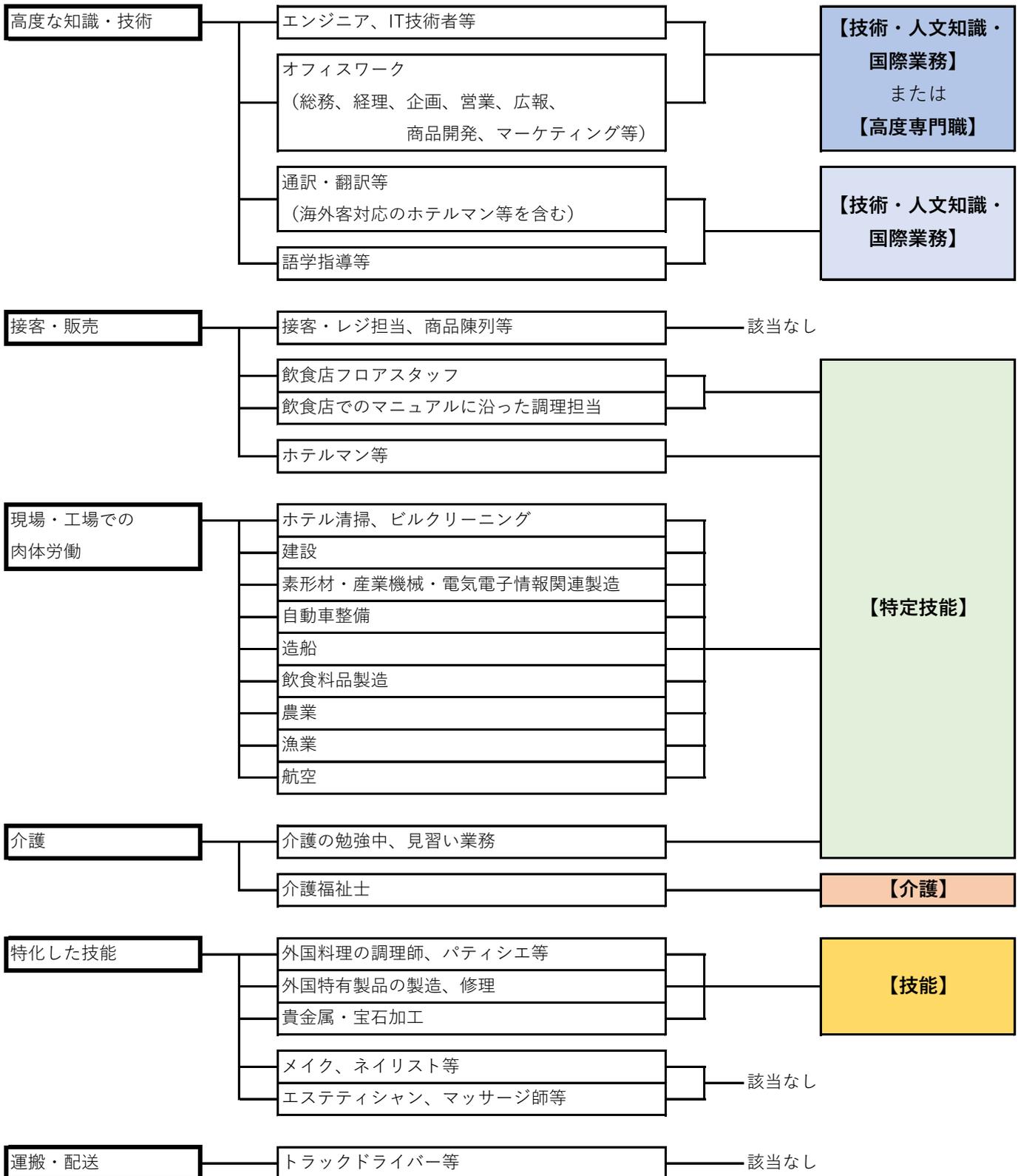
期限 2018年10月20日まで有効

カード番号 AB12345678CD

資格外活動許可 許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

資格外活動の許可

3. 業務内容と在留資格



・【技術・人文知識・国際業務】の仕事（例えばオフィスワークや通訳）をメインにしなが、関連する接客や工場での作業やタクシー運転などもすることができる在留資格【特定活動（46号）】もあります。

・活動内容に制限のない身分系の在留資格（【日本人の配偶者等】や【永住者】等）は全ての仕事が可能です。

4. 主な在留資格ごとの「本人の学歴・職歴」の基準

在留資格	区分と範囲	例	基準
技術・ 人文知識・ 国際業務	[技術] 自然科学分野（理系）の専門知識や技術を要する仕事	エンジニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> a. 当該知識や技術に関連する科目を専攻し、国内外の短大・大学・大学院を卒業している b. 当該知識や技術に関連する科目を専攻して、日本の専修学校の専門課程を修了している c. 10年以上の実務経験がある（学校で当該知識や技術を専攻した期間も含む）
	[人文知識] 人文科学分野（文系）の専門知識や技術を要する仕事	オフィスワーカー	
	[国際業務] その国の言葉や文化を知っているからできる仕事	通訳、翻訳 語学指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事しようとする業務について3年以上の実務経験がある ※ただし、短大・大学・大学院を卒業した者が語学に関する仕事（通訳や語学教師など）をする場合は、実務経験年数は不問
高度専門職	研究、自然科学や人文科学、経営等の分野の在留資格で活動し、高度人材ポイントを多く獲得した者	研究者 エンジニア 経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究、自然科学または人文科学、経営管理のいずれかの分野で高度人材ポイントを計算し、70点以上である ・ 自然科学または人文科学、経営管理の分野の場合には、報酬合計が年額300万円以上であること
特定技能	[1号] 技能実習修了者、または同等の技能・語学試験の合格者	12の産業分野の労働者 （建設・製造・農業・介護・外食・宿泊など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上で、技能試験と日本語試験に合格している ※技能実習を3年間修了している場合は、技能試験と日本語試験は免除 ・ 特定技能1号で通算5年以上在留していない
介護	介護福祉士としての仕事	介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士の資格を取得している ※養成施設において2年以上修学後、または技能実習等で3年以上実務経験後、国家試験に合格が必要
技能	[調理師] 特別な技能や知識が必要な料理	調理師 パティシエ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該技能について10年以上の実務経験がある（外国の教育機関で当該技能に関する科目を専攻した期間を含む）
	[外国特有製品の製造・修理] 日本にはない製品の製造または修理	ペルシア絨毯などの製造修理	
	[宝石・貴金属・毛皮加工] 原石や動物から宝石や毛皮を製造、または宝石や毛皮から製品を作る	宝石加工職人	
特定活動 (46号)	広い知識と高い日本語能力を生かす仕事を中心に、単純労働も行える	現場で指導係をしながら肉体労働 通訳をしながらの観光タクシー運転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の4年制大学または大学院を卒業 ・ 高い日本語能力を習得（次のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> a. 日本語能力検定N1またはBJTビジネス日本語能力テスト480点以上 b. 日本または外国の大学で日本語専攻

5. 雇用と入管への在留資格手続き

日本に滞在している外国人を新たに雇用する場合、その雇用パターンによって必要な在留資格手続きが異なります。

▶ 在留資格の変更が必要なパターン

留学生の新卒者を雇用する場合などは、今の在留資格から仕事に対応する他の在留資格（例えば通訳であれば【技術・人文知識・国際業務】）へ変更が必要です。

採用が決まったら、入管に対して「**在留資格変更許可申請**」を行わなければなりません。申請をすると、仕事内容、本人の学歴や職歴、会社の経営状態等を審査され、問題なければ新しい在留資格への変更が許可されます。

▶ 在留資格の変更がないパターン

すでに就労系の在留資格を持っている外国人が同種の仕事の会社に転職する場合は、活動（仕事）内容が根本的に変わらないのであれば在留資格も変わりません。したがって**転職の時点では「在留資格変更許可申請」はありません（申請できません）**。そのため、特に何もしなくても入管法上は問題ありません。

しかしながら、何も手続きしないのはオススメできません。いずれ今持っている在留資格の期限が来た時に「**在留期間更新許可申請**」を行うこととなりますが、転職等をしている人の場合には、この時に転職後の仕事内容等を入管に審査されます。以前とは会社も変わっていますし、仕事内容も多少なりとも変わっているでしょうから、転職後の現在の会社や仕事では基準をクリアしていないと入管に判断される可能性もあり、その場合は更新の許可を得られず、このタイミングで急に在留資格を失うことになってしまいます。会社側から見れば、働き手を一人突然失うこととなります。また、それまで働いていたことが不法就労であったということになれば、会社側も罪を問われる可能性があります。

そのリスクを避けるために、**転職時に「就労資格証明書交付申請」を行うという方法があります。**これは転職後に行う仕事内容等と持っている在留資格がマッチしていることを証明してもらう手続きです。この申請を行うと、その時点で仕事内容等を審査され、ここで証明書がもらえれば転職後の会社の状況や仕事内容に問題はないということがわかり、この段階で本人も会社も安心できます。

▶ 身分系在留資格の人の就職・転職

身分系の在留資格を持っている外国人は活動に制限がありません。その在留資格のまま就職も転職も自由です。その際の**在留資格手続きもありません**。（例えば【日本人の配偶者等】の在留資格の人は、日本人と結婚しているという理由で在留資格を持っているので、その日本人と離婚するまでは在留資格は変わりません。）